

1 件 名

三浦市三崎水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

三浦市三崎水産物地方卸売市場では、市場取引等のため、ろ過機や紫外線滅菌装置等、高度衛生管理基準に合致した設備を設置し、清浄化した海水を清浄海水として供給している。

今般、同設備について、使用許可を要する市場施設として新たに位置付け、市場取引等以外の用途に係る使用を可能とするため、所要の改正を行うものである。

3 改正の内容

- (1) 海水供給施設の使用に当たっては許可を要するものとし、使用料として1 m³までごと500円（内税）を徴するものとする。【別表第2関係】
- (2) 市場取引及び一次加工処理施設等の使用等に伴う清浄海水の供給については、従前どおり、海水供給施設の使用許可手続及び使用料の納付を要しないものとする。【第42条第2項、別表第2関係】
- (3) その他、海水供給施設の使用許可手続の新設に伴う所要の規定の整理を行う。【第49条第1項、第54条関係】

4 施行期日

令和4年10月1日から施行し、5の準備行為に係る規定は公布の日から施行することとする。

5 準備行為

海水供給施設の使用許可に係る手続については、条例の施行日前から行うことができることとする。